

河井小学校 学校安全管理計画

1 防災計画

(1) 防火防災措置規定

第1条 火災その他災害の未然防止を図り、あわせて災害発生時の児童の安全確保、施設設備の保全、通報、避難誘導、初期消火及び重要書類の搬出について、被害を最小限にとどめるためにこれを定める。

第2条 災害発生時には、児童の安全確保をすべてに優先させ、その後の状況により消火及び搬出にあたる。

第3条 目的達成のために防火管理者及び火元責任者を定め、自衛消防隊を組織して業務を分担する。

第4条 防火管理者（校長）は、火元責任者及び自衛消防隊を統括して次の業務を行う。

- ① 火気の使用及び取り扱いに関すること
- ② 設備及び器具の火災防止上の管理に関すること
- ③ 消防設備用具の点検及び整備に関すること
- ④ 防火防災上に必要な教育及び広報に関すること
- ⑤ 通報、避難及び消火の訓練に関すること
- ⑥ 火災その他の災害の警戒及び防衛に関すること

第5条 火元責任者は、防火管理者のもとに担当区域内における次の業務を行う。

- ① 日常の防火防災の管理に関すること
 - ア 清掃指導及び整理整頓
 - イ 火気の使用管理
 - ウ 危険物の保管管理
 - エ 機械器具等の使用管理
 - オ その他防火防災上に必要な事項
- ② 每学期始めの定期検査に関すること
 - ア 火気関係施設及び器具の管理状況の検査
 - イ 消火施設器具、避難用具、警報設備の検査
 - ウ 異常の有無にかかわらず防火管理者及び校長へ検査状況の報告

第6条 自衛消防隊には、隊長、副隊長、連絡班、避難班、救護班、搬出班、警備班、消火班を置く。

第7条 自衛消防隊長は、各班を指揮して避難要領に基づく訓練を実施し、非常時の安全確保に備える。

第8条 重要書類等の搬出物件は、これを明示して災害発生時の対応に備える。

(2) 災害発生避難要領

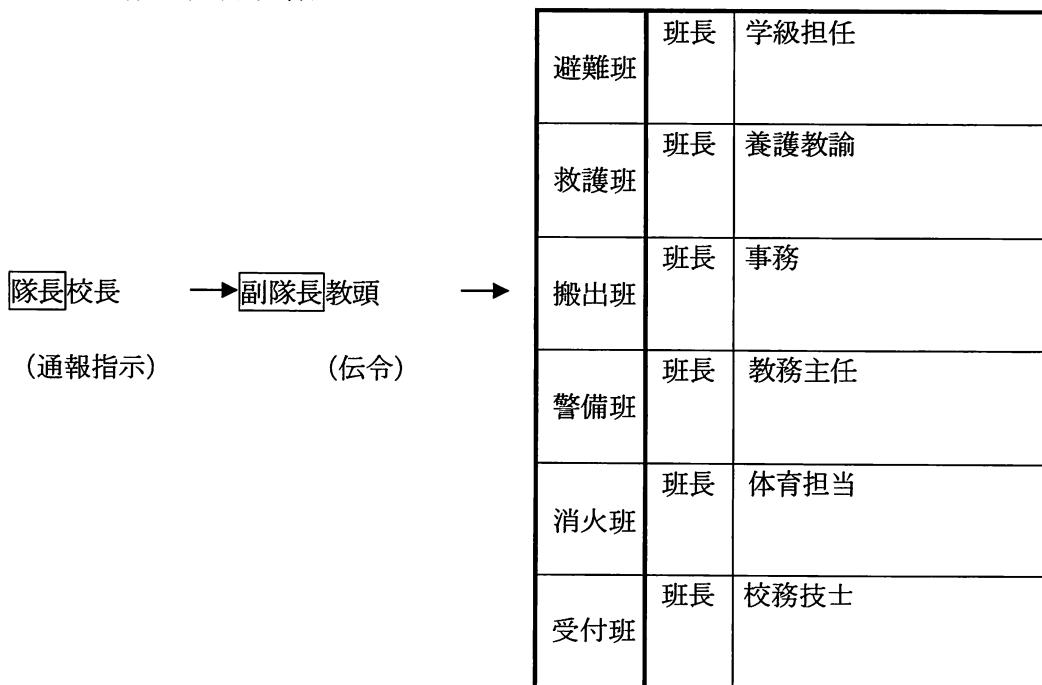
- ① 学校または近隣に災害が発生した場合
 - ア 発見者は、校長（職員室）に急報する。
 - イ 校長は、その処置を校内に緊急指令する。
- ② 緊急指令は、次の二種とする。
 - ア その場の指導者の誘導で直ちに安全地帯に避難せよ。（連続警報）
 - イ 避難準備をして指示を待て。（三点警報）
- ③ 緊急指令があった場合には、授業中は指導教員、休み時間中は学級担任が児童を管理し誘導する。
- ④ 火災が発生した場合の避難場所を運動場バックネット前とし、学級2隊列とする。
- ⑤ 避難経路は、災害発生場所から遠い出口より避難する。
- ⑥ 避難完了後、災害状況により校長が搬出、消火等を指示する。

- ⑦ 予想される災害状況の要領は、次のとおりとする。
- ア 校内火災の場合（避難経路は避難経路図参照）
- ・火気使用をただちに止めて、外窓を閉め、出入り口を開ける。
 - ・余裕のある場合を除いて、ハンカチ類以外は持たせない。
 - ・児童数を掌握し、不在者を確認する。
 - ・避難指令で廊下に2列整列し、教員先頭でただちに避難する。
 - ・避難中は、○ハンカチ類を口や鼻にあてる
 - 人を押したり、追い越したりしない
 - 途中から教室へもどらない
 - ・避難場所（運動場バックネット前）に集合後に児童数を確認し、異状の有無を校長に報告する。
- イ 近隣火災の場合
- ・授業中は、その場で待機する。
 - ・休み時間中は、ただちに教室に入り待機する。
 - ・学用品を整え、窓を閉めて指示を待つ。
- ウ 地震の場合
- ・授業中は、火気使用をただちに止めて机下に頭を入れ指示を待つ。
 - ・避難する場合は、校内火災の場合に準ずる。（運動場バックネット前）
 - ・津波発生時は校舎3階又は一本松公園へ避難する。
- エ 原発事故の場合
- ・校内退避・外窓の閉鎖などできる限りの体内被曝を食い止める。
 - ・緊急時に備えて原発事故に対する学習を行う。

(3) 通報電話番号

消防署 (輪島消防署)	119 (22-0327)	教育委員会	23-1171	警察署	22-0110
----------------	------------------	-------	---------	-----	---------

(4) 自衛消防隊組織



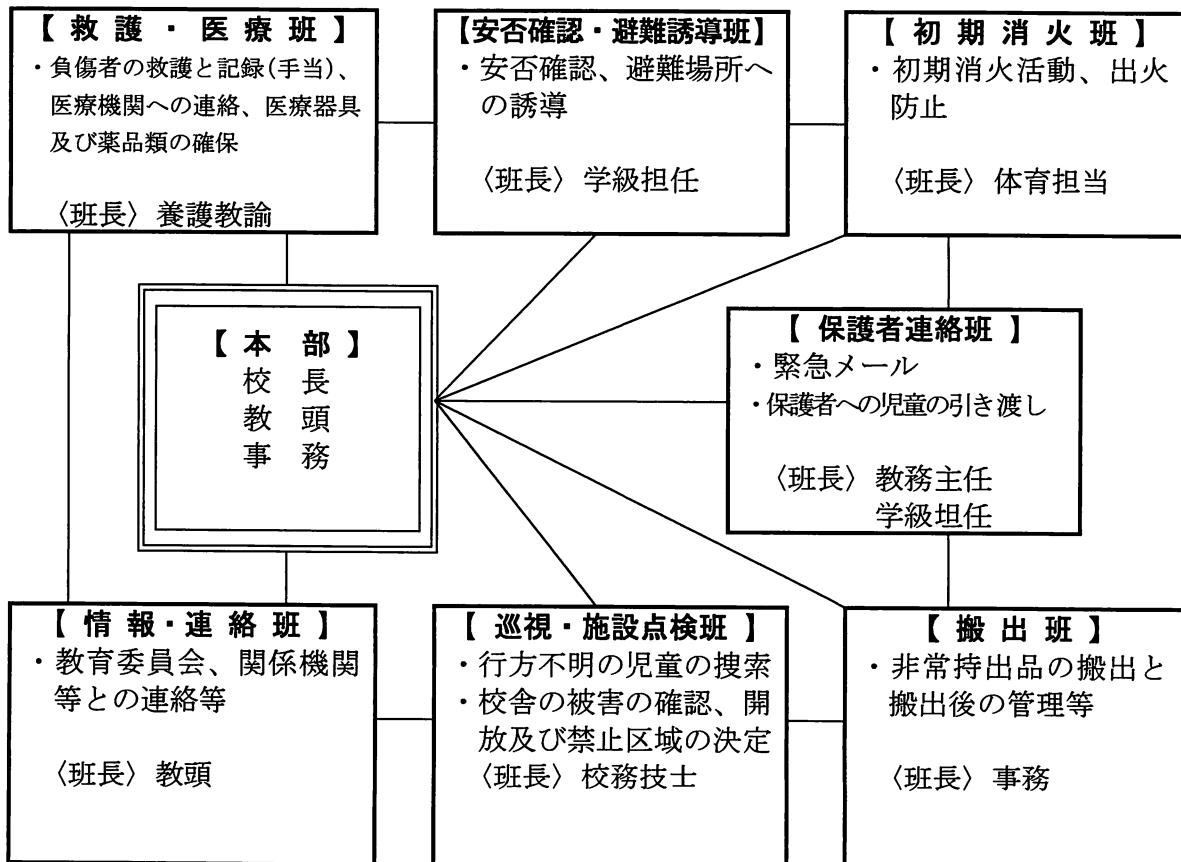
2 地震災害対応マニュアル

(1) 組織

ア 地震災害に係る体制

県・市内に地震が発生した場合			
基準	・震度4の地震発生 又は ・津波注意報の発表	・震度5弱の地震発生 又は ・津波警報の発表	・震度5強以上の地震発生 又は ・津波災害の発生
↓		↓	↓
体制動員	注意配備 (情報収集、諸連絡に備える) 校長・教頭・職員	警戒配備 (学校災害対策本部設置に備える) 校長・教頭・各主任	学校災害対策本部 (学校災害対策本部の設置) 全教職員

イ 学校災害対策本部の設置



(2) 地震発生時の対応

ア 学校生活時の対応(校内) (学校で責任を持って児童を避難させるので、保護者へは引き渡さないことを原則とする。)

① 基本的対応

対応事項	留意点
児童の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保の対応と指示(ア-②に記載) ・火災や津波など二次災害の防止(大津波の恐れがある場合は校舎3階へ避難) ・人員、負傷者の確認
校舎外等への避難決定	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の安全確認(体育館、運動場、一本松公園) ・全校児童への避難指示(校長)
校舎外等への避難	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な指示(頭部の保護、あわてない、押さない、しゃべらない等) ・教職員の連携(避難誘導、負傷者運搬等) ・児童名簿の携帯
避難後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・人員と安否の確認 ・負傷者の確認と応急処置 ・児童の不安に対する対処 ・教育委員会への報告 ・警察、消防、医療機関、保護者への連絡

震度5強以上の地震が発生した場合

学校災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の役割確認
保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警報解除になる前は保護者へは引き渡さない。 ・児童を保護者に引き渡す方法の確認 ・学校で避難を継続する場合の連絡

保護者への引き渡し

② 安全確保の対応と指示

場所	教職員の対応	児童への指示
普通教室	○児童の安全を確保するよう的確に指示 (頭部の保護) (窓や壁から離れる)	<ul style="list-style-type: none"> ・机の下にもぐり、机のあしを持つ。 ・薬品棚等の倒壊に備えて机の下にもぐる。 ・火気使用中であれば消火。 ・有毒ガス発生の恐れがある場合は、ハンカチを鼻や口にあてる。
理科室	○児童の人員を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・用具棚や冷蔵庫等の倒壊に備えて机の下でしゃがむ。
家庭室	○周囲の安全を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・火気使用中であれば消火。
P C 室	○児童を落ち着かせる	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスへの引火に留意し、速やかに避難。
体育館	○余震に備える	<ul style="list-style-type: none"> ・ディスプレー等の倒壊や飛び出しに留意し、机の下にもぐる。 ・天井や窓、壁からの落下物に注意しながら、体を低くする。
運動場	び避難指示は職員室で待機中の教職員が行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物から離れ、中央に集合、体を低くする。
プール		<ul style="list-style-type: none"> ・プールの縁に移動させ、縁をつかむ。 ・搖れがおさまれば、素早くプールから出る。 ・安全な場所へ避難。(履物を履き、衣服やバスタオル等で身を守る)

教職員と児童が離れている場合の対応(休み時間、放課後等)
○ 分散して校舎内を巡回し、児童の安全を確保する。
○ 校舎外にいる児童の人員を確認する。
○ 本部の避難指示を受け、児童をより安全な場所へ誘導する。
○ 負傷者がいる場合は、応急手当を施す。

イ 校外活動中の対応

◇見学施設等の下見時に避難経路・避難場所の確認

対応事項	留意点
児童の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 正確な状況の把握 的確な指示(落下物、倒壊物への注意) バス等に乗車中は、乗務員の指示に従う 児童の不安への対処
近くの避難場所へ避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所、救護施設がない場合、活動地の関係機関から情報を入手し対応 施設管理者等の指示に従う 海岸での津波、山中での崖崩れ、落石等に注意 人員の確認 負傷者への応急手当 児童の不安への対処 活動地の関係機関へ救援要請
学校等への連絡	<ul style="list-style-type: none"> 学校への状況報告と校長の指示を受けての対応 教育委員会へ連絡、報告(学校) 保護者へ連絡(学校) 活動地の関係機関へ救援要請

避難後の対応
○ 地震の規模、被害状況等の情報収集
○ 学校または教育委員会へ連絡し、指示を受けて対応
○ 活動地の関係機関との連携
○ 児童の不安に対する対処(状況、今後の対応等の説明)

ウ 登下校時の対応

- ① 児童の安否確認(学校・児童クラブ・通学途中・自宅)
- ② 校内巡視(児童の保護)
- ③ 通学路巡視(児童の保護)
- ④ 安否情報の集約
- ⑤ 児童の引き渡し(保護者不在の場合は学校で保護)
- ⑥ 教育委員会への報告

エ 在宅時の対応

- ① 学校へ参集
- ② 児童の安否確認(自宅・親戚宅・避難所等)
- ③ 安否情報の集約
- ④ 教育委員会への報告

3 不審者侵入対策マニュアル

(1) 危機想定

不審者が教室に侵入し、刃物を振り回して暴れている。

(2) 対処方法

《不審者が校舎内に侵入した時の対応》

ア 学級担任の笛や非常警報ベルを確認したものは、不審者の侵入と認識し、関係職員は職員室に伝達する。

イ 各学級担任は警報音を聞いたら、速やかに教室の前後の入り口を棒で栓をし、犬走りまたはベランダ側の窓の鍵をしめる。また、不審者が教室に侵入できないことを確認し、児童を教室の中央に集めて待機する。

ウ 職員室では、非常警報装置ランプの付いた場所へ行って不審者を確認し、職員室へ戻って非常通報ボタンを押して警察署に連絡する。

エ 同時に、校内放送を使って全校にその旨を知らせる。*合言葉 不審者＝

校内通報：教頭及び教職員

「海と空の荷物」

警察通報：校長・教頭

○不審者が侵入しました。直ちに各教室の鍵を閉めてください。
次のお知らせがあるまで、教室に待機してください。

○河井小学校ですが、不審者が（刃物を持って）侵入しています。直ちに出動願います。

オ 教育委員会に連絡する。

《不審者が学級内に侵入してきた時の対応》

ア 児童は不審者が侵入してきた入り口と反対の出入り口に向かう。時には、犬走りやベランダの方向に逃げる。教師は、不審者に**対面する**か、児童を**誘導する**。

イ 教室から脱出した児童は、校舎外や職員室に逃げ込む。

《その後の対応》

ア 職員室にいる男性職員は、刺股などの防具を持参し、侵入場所に駆けつける。

イ 警察が到着するまで、複数の教師が不審者に対応する。

ウ 警察官が小学校に到着し、不審者を逮捕する。

エ 職員は不審者逮捕の知らせを校内放送で行う。

オ 警戒態勢を解いて児童を集め、人員の点呼を行なう。負傷者がいないか確認し、必要な処置を講ずる。

○不審者がつかまりました。警戒態勢を解いてください。人数の点検をしてください。また、怪我をした人はいないか確認してください。

(3) 役割分担

対応内容	分 担
全体指揮・外部との対応	校長、教頭
保護者等への連絡	教頭、教務
避難誘導・安全確保	学級担任、授業担当者
不審者への対応	発見者、校長、教頭、教務、生徒指導主事、職員室にいる男性職員
応急手当・医療機関への連絡	養護教諭
電話連絡（警察・教育委員会）	教頭、事務職員、職員室待機の職員
校内放送（特に初期放送）	職員室待機の職員
安否確認	①全体掌握 → 教頭、教務、生徒指導主事 ②学級 → 学担 ③校内外巡視 → 級外、職員室待機の職員
災害時、災害後の心のケア	学担、保護者、専門医、専門機関

災害時における児童の保護者への引き渡しについて

【火災の場合】

校内、近隣とともに、おさまるまで避難場所（校庭）で待機し、特に引き渡しはしない。

【地震のみの場合】

おさまるまで避難場所（体育館・教室）で待機し、特に引き渡しはしない。

【津波発生時の場合】

3階、及び一本松公園を避難場所とし、避難中や待機中は引き渡しは行わない。

災害警報が解除され、安全が確認されたあと引き渡しを行う。

（名簿にて担任がチェックを行い引き渡す。<いつ、誰が>）

【台風、水害、雪害、不審者等の影響で児童だけでの下校ができない場合】

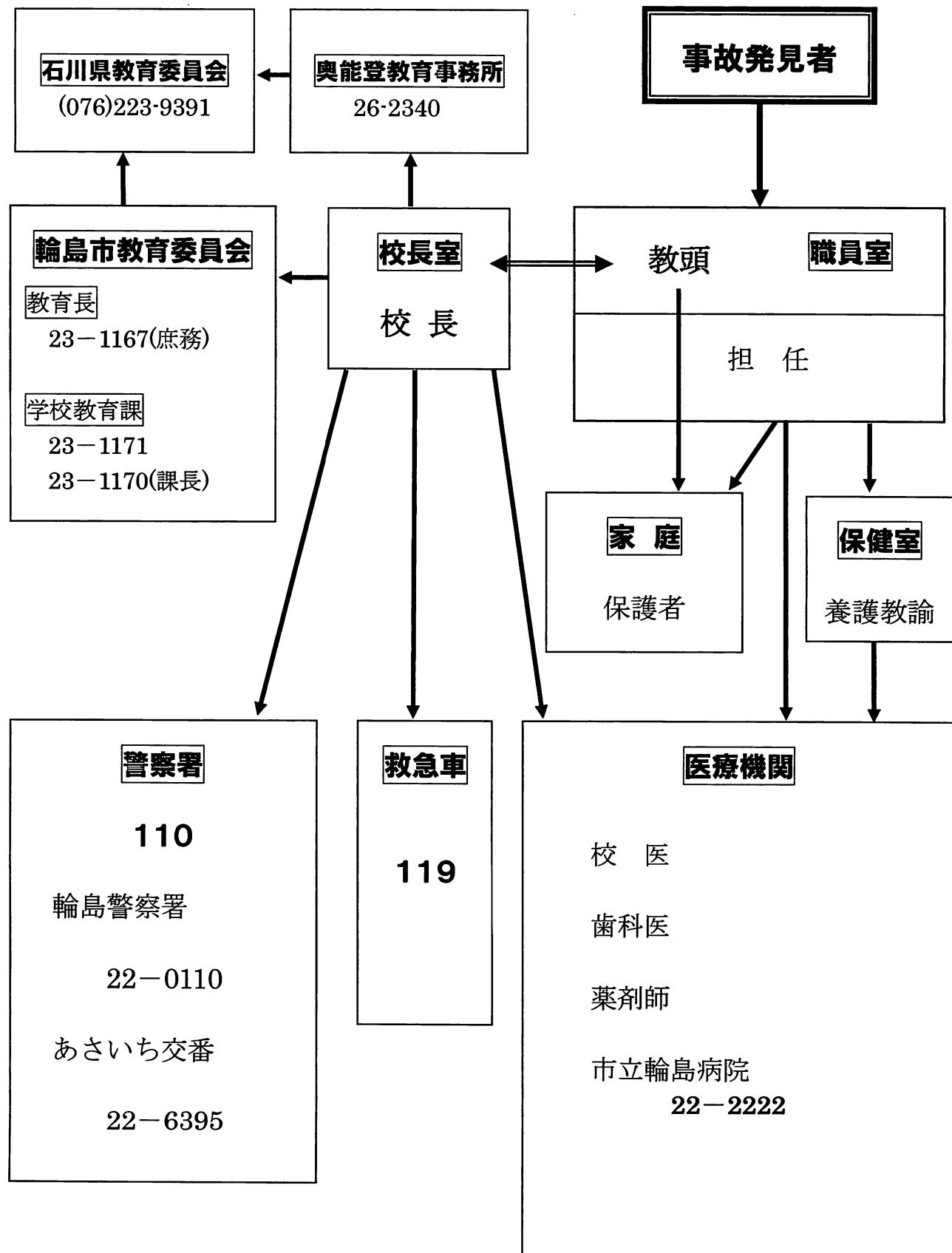
引き渡しを行う。

（名簿にて担任がチェックを行い引き渡す。<いつ、誰が>）

迎えに来れない場合は、教師が引率し自宅へ送る。（集団下校も想定）

※引き渡しは、児童の保護者や家族とする。

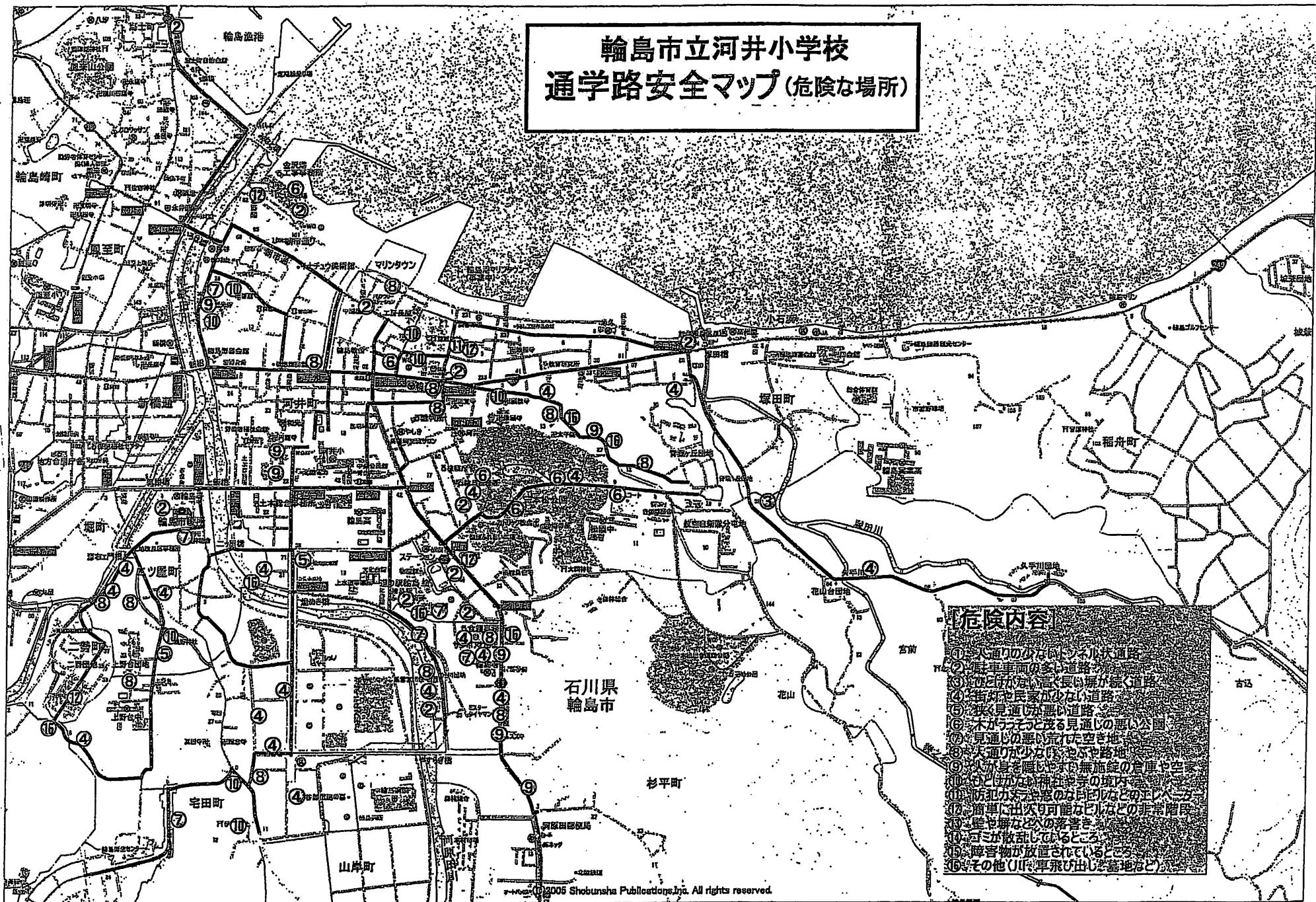
4 校内救急体制



7 「子ども110番の家」所在地

番号	店舗名	名称	所在地
1	河井小学校	ヘアーサロンたかもり	河井町1部26番地
2	河井小学校	山西理容店	河井町1部66番地
3	河井小学校	稻住理容店	河井町1部100番地
4	河井小学校	のと共栄信用金庫 輪島支店	河井町1部123番地
5	河井小学校	高整骨院	河井町2部44番地4
6	河井小学校	木谷塗料店(読売新聞輪島東部販売所)	河井町2部244番地2
7	河井小学校	田中理容所	河井町3部53番地
8	河井小学校	理容エノウエ	河井町3部93番地
9	河井小学校	さかした接骨院・鍼灸院	河井町3部176番地
10	河井小学校	理容しばの	河井町3部197番地
11	河井小学校	とこやせばた	河井町4部90番地
12	河井小学校	理容ひら	河井町4部133番地
13	河井小学校	山下時計店	河井町4部148番地
14	河井小学校	理容ふくしま	河井町4部165番地
15	河井小学校	白山湯	河井町4部114番地
16	河井小学校	ヘアーサロンたか	河井町5部93番地35
17	河井小学校	小山化粧品店	河井町5部155番地11
18	河井小学校	末広湯	河井町5部236番地
19	河井小学校	ももたろう	河井町15部15番地
20	河井小学校	北川製餡所	河井町15部90番地25
21	河井小学校	のぶた接骨院	河井町18部42番地94
22	河井小学校	輪島タクシー	河井町19部1番地6
23	河井小学校	理容春田	河井町19部1番地56
24	河井小学校	民宿 さかした	河井町19部1番地72
25	河井小学校	渓口接骨院	河井町23部1番地
26	河井小学校	勝島理容店	河井町23部1番地43
27	河井小学校	理容よこじ	河井町23部172番地1
28	河井小学校	小林簪店	杉平町深見田21の1番地
29	河井小学校	読売新聞輪島西部販売所	杉平町杉本谷内24番地
30	河井小学校	山元漆器清巧堂	河井町18部42番地1
31	河井小学校	サークルK輪島中央店	河井町23部22番地28

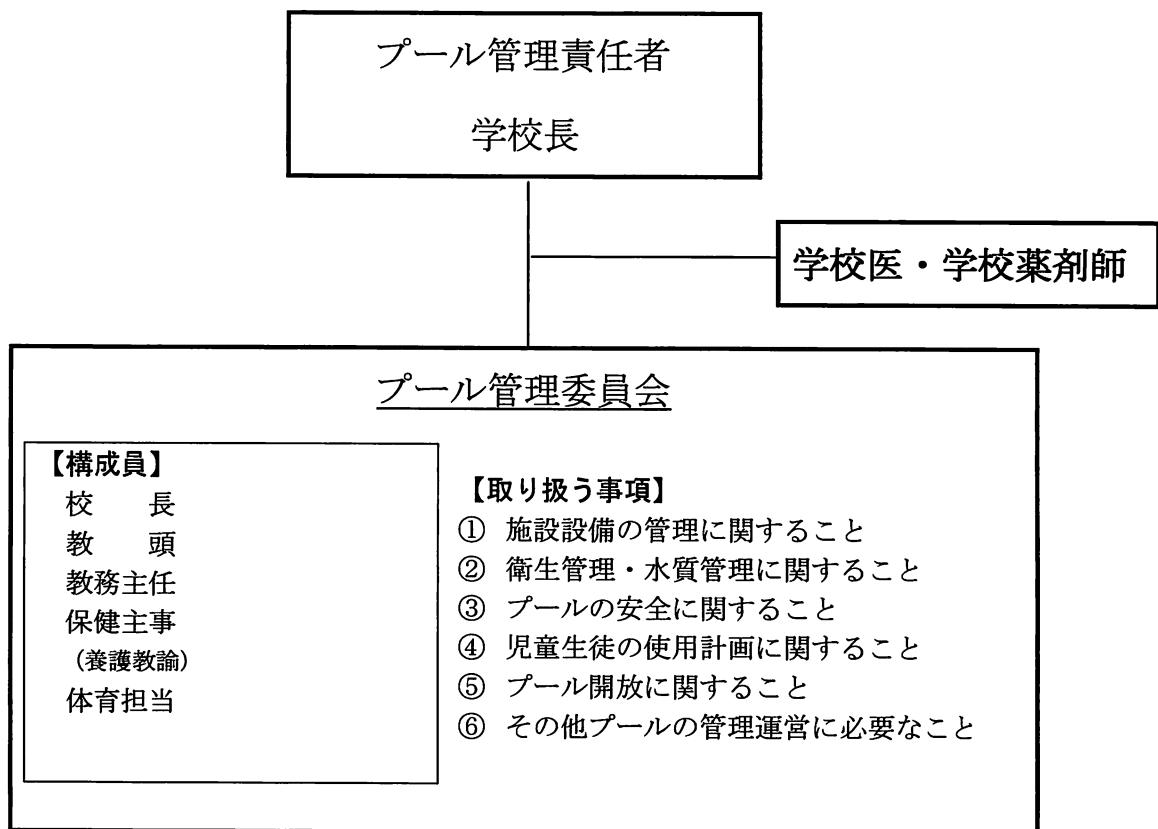
輪島市立河井小学校
通学路安全マップ(危険な場所)



9 プール管理運営計画

(1) プールの管理運営体制

プール及び付属施設・設備の管理運営と利用者の安全管理のため、校内にプール管理委員会を設置する。



(2) プール開設前における施設・設備の点検計画

プール開設前の清掃時に、教育委員会が作成した点検チェックシートによる施設全体の点検・整備を行うとともに、水を抜いた状態で排（環）水口の安全を確認し、異常な箇所があれば直ちに教育委員会に報告する。

(3) プール開設期間中の日常管理計画

施設管理や衛生管理を行う者（衛生管理者）を定め、次に掲げる計画に基づき、プールの日常管理を実施する。

ア 施設・設備の点検計画

毎日午前9時と午後1時の2回、浄化装置や機械各部の点検を実施する。

イ 水質衛生管理計画

毎日午前9時と午後1時に検水し、必要に応じ投薬する。その都度プール管理日誌にその結果を記録する。（検査項目：気温・水温・塩素濃度・PH・濁り具合など）

(4) プール開設期間中の警備計画

ア プールの使い方指導計画

入口に「プールのきまり」を掲示し、利用者に注意を促すとともに監視員の指導の一助とする。

イ 監視救護計画

- ① 体育の授業や学校行事で使用するときは、その責任者を含め2名以上で監視・管理の任に当たる。
- ② 夏季休業中のプール開設時は次に定めるところにより保護者等を配置する。

監 視 員	2名	利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故発生時に救助活動等を行う者
救 護 員	1名	傷病者が発生した場合に応急処置などに当たる者

- ③ 監視員の役割は次の通りとする。
 - ・水泳人員を把握し、水泳中の安全確保に当たる。
 - ・「プールのきまり」を遵守しない利用者に指導を行い、遵守しない者がいる場合は使用を中止させる。
 - ・事故発生時の初期救助活動等を行う。
 - ・プール監視日誌を記載する。
- ④ 夏季休業前にPTA対象に心肺蘇生法講習会を実施する。

(5) 事故発生時の対処方法及び連絡先

ア 溺水者が発生した場合は、次に定めるところにより適切な処置をとらなければならない。

- ① 溺水者を水中から速やかにプールサイドに引き上げる
- ② 溺水者を毛布でくるむなどして人工呼吸などの心肺蘇生法を施す。
- ③ 危険箇所に遊泳者を近づけない措置を取る。
- ④ 利用者全員のプール使用を中止させる。
- ⑤ 排(環)水口の異常を発見した場合は、機械(ポンプ)を停止させる。

イ 傷病者が発生した場合は、次に定めるところにより適切な処置をとらなければならない。

- ① 救護員と連携して適切な応急手当を行う。また、必要に応じ養護教諭と連携して応急処置を行う。
- ② 二次災害が起こる可能性がある場合には、利用者をプールサイドに避難させる。
- ③ 必要に応じて救急車を要請し、病院に搬送する。
- ④ 学校長を通じ、保護者に連絡する。

ウ 事故発生時の緊急連絡先

学校医	
市立輪島病院	2 2 - 2 2 2 2
輪島市教育委員会	2 3 - 1 1 7 1
庶務課	2 3 - 1 1 6 7

(6) その他プールの管理運営に関し必要な事項

ア プール開放及び貸与

- ① 夏季休業中に本校児童を対象としてプール開放を行う。(月～金、13:30～15:30)
- ② 本校児童以外への一般開放及び貸与は原則行わない

イ プール使用の記録

監視員は、プール管理日誌にプールの使用状況を記録する。

ウ プール内への無断進入及び遊泳防止

「無断での遊泳禁止」を表す看板を2ヶ所の入口に取り付ける。